

3 教参学第 2 2 号
令和 4 年 3 月 2 5 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長 殿
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
石塚 哲朗
(公印省略)

第 3 次学校安全の推進に関する計画について（周知）

このたび、別添のとおり、「第 3 次学校安全の推進に関する計画」が令和 4 年 3 月 2 5 日に閣議決定されましたので、お知らせします。

本計画は、学校保健安全法に基づき、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画として国が策定するものです。地方公共団体は、同法において、計画の策定その他の国が講ずる措置を踏まえ、国が講ずる措置に準じた措置を講ずるよう努めることとされていることから、この趣旨を御理解の上、各地方公共団体における計画の策定等、適切な対応をお願いします。

つきましては、各都道府県・指定都市教育委員会教育長及び各都道府県知事・指定都市・中核市市長におかれては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（幼保連携型認定こども園及び専修学校を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の学校に対し、周知を図るとともに、学校安全に関する取組の推進に御尽力願います。

※「第 3 次学校安全の推進に関する計画」の全文は、以下の URL に掲載していますので、御確認ください。

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

TEL 03-5253-4111(内線 2966)